

善通寺市監査委員公表第5号

平成29年2月27日付け善監委第5号で提出した平成28年度定期監査（後期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知、又同日付け善監委第6号で提出した平成28年度財政援助団体監査（後期分）の結果に関する報告に対し、社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会会長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成29年4月6日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

## 平成28年度財政援助団体監査（後期分）

平成27年度監査対象団体への補助金及び委託料の決算概要

### 1 善通寺市社会福祉協議会

#### (1) 補助金

(単位:円)

事業名	金額
地域安心生活推進事業	2,261,000
社会福祉協議会助成事業 (うち地区社協活動事業)	19,500,000 (961,000)
地域支え合いセンター施設整備事業 (国庫補助金事業)	30,000,000 (30,000,000)
認知症高齢者等見守りSOSネットワーク運営事業	760,000
合計	52,521,000

#### (2) 委託料

(単位:円)

事業名	金額
総合会館の管理事業	26,539,000
地域福祉計画推進事業外7事業	22,285,582
合計	48,824,582

### 2 各地区社会福祉協議会

#### (1) 補助金

(単位:円)

事業名	金額
地区社協活動事業	961,000

## 監査指摘事項の取組について

### 個別指摘事項

#### 【総務課指摘事項】

##### 「働く婦人の家条例」,「勤労青少年ホーム条例」の施設の修繕について

「働く婦人の家」の3階和室の畳替え,「勤労青少年ホーム」の5階音楽室の雨漏りによる内装修理については早急に対処されたい。

#### 【検討結果】

指定管理者である社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会と締結している管理に関する基本協定に基づき,1件あたり10万円以上の修繕工事については,指定管理者と協議し対応する。

#### 【商工観光課指摘事項】

##### 「働く婦人の家条例」,「勤労青少年ホーム条例」の利用料金の減免について

これらの条例は,「指定管理者は減免できる」とある。一方,他の市営テニスコート条例,市営野球場条例,市民プール条例,鉢伏ふれあい公園管理条例は,「指定管理者は,市長の定めるところにより,利用料金を減額し,又は免除することができる。」と記載されている。指定管理者制度の統一性の観点から,同一の規定に見直すことを検討されたい。

#### 【検討結果】

ご指摘のとおり,整合性を図るよう検討を行う。

#### 【市社会福祉協議会指摘事項】

##### I 総合会館指定管理委託契約について

1 管理施設の改修を要する次の箇所において,報告が十分になされていなかったため,今後,同様な事案については速やかに市長に報告されたい。

- ① 「働く婦人の家」の3階和室の老朽化による畳替え
- ② 「勤労青少年ホーム」の5階音楽室の雨漏りによる天井及び床修繕

2 指定管理施設の収入基準額70万円に対して、平成27年度は利用料金643,349円であった。これを使用状況からみると、無料使用23%、減額使用61%で合計84%が減免使用の状況である。そこで、次の箇所に問題及び課題があるので、運用状況について市長に報告する中で、その是非を検討されたい。

- ① 減額使用は、「働く婦人の家クラブ」が89%、「勤労青少年クラブ」が11%である。
- ② 使用割合は、「市及び市関係団体」が22%、「働く婦人の家クラブ」が54%、「勤労青少年クラブ」が7%、「その他」が17%である。
- ③ 婦人団体は、3階の「働く婦人の家」を49%使用しているのに対し、4階の「勤労青少年ホーム」を67%使用している。

3 指定管理施設の利用者が固定化している。新しく利用したい団体への空き会議室を確保するなど、関係団体とも協議した中で、新たな団体が利用できるよう検討されたい。

## II 地域支え合いセンター「ここ家」事業について

平成27年度に、国庫補助金（市経由）3,000万円を利用して新たに通所サービス事業と生きがいひろば事業が始まったところである。特に、前者は介護保険の改正に伴い、本市では唯一の事業所である。本来、社会福祉施設は、その存在意義からして、営利を追求する施設ではない。12月末では赤字の決算となっているが、新年度に向けて更なる創意工夫をし、赤字の減少に向けて尽力されたい。

### 【検討結果】

#### I 総合会館指定管理委託契約について

##### 1 指定管理施設の改修報告について

今後、ご指摘のとおり必要な改修箇所につきまして、留意し、速やかに普通寺市に報告いたします。

##### 2 指定管理施設（働く婦人の家、勤労青少年ホーム）の運用について

指定管理施設の利用者については、施設創設時から、勤労青少年ホーム登録団体より働く婦人の家登録団体の割合が高く、この傾向は、少子化、地域や家庭・職場の人間関係の希薄化、進路や趣味の多様化等によって、近年、より顕著になっております。また、当該施設に関しては、これを有効活用する観点から、その用途や施設機能が変化していると考えております。なお、普通寺市におかれましては、社会環境の変化を踏まえ施設のあり方について、ご検討いただきたいと存じます。

### 3 指定管理施設の利用者の固定化について

今後の指定管理施設の運用も考慮し、善通寺市と協議し、対応することといたします。

## II 地域支え合いセンターここ家事業について

通所サービスについては、善通寺市委託業務として、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき実施しており、収入予算として8,640千円計上していますが、事業創設の1年目であり、利用者が当初見込みの20%であることが赤字の要因であります。新年度においては、利用者の増加について事業の普及啓発（平成29年4月号社会福祉協議会広報誌に掲載済み）及び創意工夫を実施し、経営改善に努めてまいります。

## 意見

### 【各地区社会福祉協議会指摘事項】

- ① 一部の地区社会福祉協議会の決算書で、50万円を超える繰越金が見られた。多額の繰越金を発生しない予算執行に努めるとともに、50万円を超えている繰越金は、地区で目標を定めた積立金などに振り替えるように指導されたい。
- ② 収支決算書の収入及び支出の科目並びに摘要の記載において、地区社会福祉協議会間に統一した記載が見られないので、よりの確な文言を使用されるように指導されたい。
- ③ 地域提案型補助金を受けている地区社会福祉協議会は、収支決算書に記載する場合に、別会計で記載するか、又は支出の摘要欄に区分を明記されたい。地域提案型補助金は、その性格上、全体の使途と区分することが肝要と考えられる。